



保安全管理マスター制度に係る取組について

＜保安全管理マスター制度＞

- 平成25年4月に民間4団体により構成される「鉱山保安推進協議会」は、鉱山における保安全管理人材の育成を目的とした「保安全管理マスター制度」を創設し資格認定試験を開始
- 試験に合格し、かつ、法令講習を受講した者を同協議会が「露天採掘技術保安全管理士」又は「鉱場技術保安全管理士」として認定し称号を付与
- 国は、保安全管理マスター制度の運用等を通じ、鉱業関係団体と連携・協働して保安レベル向上のための取組みを実施
- 国（産業保安監督部）は、資格認定試験の際に講師を派遣し、法令講習を実施
- 「露天採掘技術保安全管理士」又は「鉱場技術保安全管理士」の称号を付与された者については、鉱山保安法に規定する「作業監督者」に選任できる特例制度を導入（平成28年8月1日施行）

令和6年度における保安全管理マスター制度に係る取組実績

- 令和6年度、保安全管理マスター制度による資格認定試験を全国7カ所で実施
- 札幌で実施された法令講習について、北海道産業保安監督部から講師を派遣。
（※本制度によって特例で選任されている作業監督者にあたっては、選任日以降においても、4年に1回以上の頻度で法令講習を受講することと規定している。）

■ 自習用試験問題の公表

試験問題を、今後受験を予定する者の自習用として、
石灰石鉱業協会、天然ガス鉱業会のホームページ上に掲載

石灰石鉱業協会 H P

<https://www.limestone.gr.jp/security/>

天然ガス鉱業会 H P

<https://www.tengas.gr.jp/security/>



技術保安管理士称号認定試験

技術保安管理士称号認定試験は、作業監督者または作業監督者に準ずる者を指す方を対象に、鉱山保安法令や鉱山保安技術を学ぶ機会の提供を目的として実施しています。

なお、本制度の試験合格者(技術保安管理士免状取得者)は、鉱山保安法施行規則第43条第3項に基づき、産業保安監督部長の特例資格認定(要認定申請手続き)により、作業監督者に選任することができます。



受験料を無駄にしない
よう禁酒して勉強！！



令和6年度 技術保安管理士称号認定試験

1. 試験・講習科目

	露天採掘	鉱場
技術試験	○	○
鉱山保安法令に関する講習	○	
鉱山保安法令に関する試験	○	○

2. 試験日時

令和6年10月25日(金) 午前11時00分～午後4時30分

3. 試験地

今年度の試験地は、札幌、仙台、長岡、東京、名古屋、岡山、福岡

4. 願書受付

令和6年8月1日(木)から8月21日(水)

5. 試験結果の発表

令和6年12月6日(金)



試験概要

1. 受験資格

鉱業に従事した経験が1年以上の者であり、所属する法人または事業所等が受験を認めた者としてします。

2. 願書受付期間

2024年8月1日(木)から2024年8月21日(水)

持参による場合は、平日の午前9時30分から午後4時30分までとします。

郵送による場合は、2024年8月21日(水)の消印までのものを有効とします。

オンラインによる場合は、2024年8月21日(水)午後4時30分までとします。

3. 合格基準

技術試験(露天採掘・鉱場)、法令試験ともに正解数が概ね6割以上で合格とします。

4. 試験結果の発表

2024年12月6日(金)